

# 仕 様 書

- 1 委託業務名 女性デジタル人材育成事業業務委託
- 2 契約期間 契約の日 から 令和8年3月31日 まで

## 3 事業目的

国の「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、女性の就労支援、女性の地域における雇用創出、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消等を目指す。

市内の女性を対象とし、例えば、子育て中や介護中、あるいは非正規で働く人が、講座を通してデジタルスキルを学び、これを活かして、起業や就労、副業として収入を得ることを目標とする。加えて、事業全体を通じ、商工会議所や地元企業等を巻き込むことで、市内企業のDX化の促進を図る。

## 4 業務内容

### (1) 事前説明会

事前に事業の趣旨を説明するとともに、参加検討者への質疑応答の場等を設ける。

### (2) 女性デジタル人材育成講座

講座内容は、PCやインターネットに関する一般知識から情報モラル、セキュリティ、コミュニケーションツールの活用法などを学んだのち、オンラインでできる仕事を体験することで、スキルアップを図る。併せて、キャリアカウンセリングを個別に実施することで、自身のキャリアビジョンを明確化させ、最終的にオンラインサービス出品や企業とのマッチングに繋げていく。なお、必要に応じて、各受講生の興味や関心、既存のスキルを活かした個別対応カリキュラムを設定する。

### (3) ステップアップ講座

前年度受講生向けに、女性デジタル人材としてさらなる成長ができるよう、より高度なデジタルスキルや、自らの能力を収益化するノウハウ等を学ぶ講座を実施する。

### (4) ボトムアップ講座

意欲はあるものの、受講レベルには達しない対象者向けに、デジタルの基礎的な知識やスキルの習得方法等を学ぶ講座を実施することで、次年度以降の女性デジタル人材育成講座への受講を後押しする。

なお、講座期間内はオンラインサポートとして、受講生からの質問等に対応する。

(※講座カリキュラム(案)は下記のとおり)

開催方法としては、基本的には対面によるものとし、より事業効果が得られる場合や

感染症の拡大時等は、オンライン開催も可能とする。あわせて、講座内容は録画し、欠席者が視聴できるようにする。

### 講座カリキュラム (案)

|                   | 講座内容  |
|-------------------|---|
| 事前説明会             | 講座カリキュラム説明、ロールモデル紹介（前年度受講生等）  |
| 第1回～第4回<br>基礎編    | 受講生のICTスキルチェック<br>PC、インターネットの基礎<br>コミュニケーションツールの活用法<br>情報モラル及びセキュリティ知識<br>オンラインサービスの活用法<br>※講座間に課題等を出すなど、自習させ、自らのスキルアップが図れるよう工夫する |
| 第5回～第9回<br>実践編    | スキルレベルの確認<br>体験によるスキルレベルアップ<br>オンラインサービス出品<br>※講座間に課題等を出すなど、自習させ、自らのスキルアップが図れるよう工夫する  |
| 第10回<br>企業とのマッチング | 企業へのアプローチ（プレゼン等）  |
| ステップアップ講座<br>全1回  | ・前年度受講生向けに女性デジタル人材としてさらなるスキルアップをするための学び方<br>・収益化の方法<br>・デジタル・IT業界における動向や最新情報の提供   |
| ボトムアップ講座<br>全2回   | ・デジタルスキルについての基礎知識<br>・スキルアップをするための学び方<br>※パソコンを使用した実践形式で実施する  |

講座実施のほか、下記の業務も本委託業務に含むこととする。

#### 【企画・広報】

- ・具体的な講座内容の企画・立案（講座タイトルを含む）
- ・講師・スタッフ等の選定・依頼
- ・広報チラシのデザイン・印刷・発注
- ・その他、受講者募集に係る広報及び企業への訪問の実施

#### 【事前準備】

- ・開催に必要な会場、機材、ツール等の手配

- ・当日の進行台本の作成・配布
- ・配布資料の準備（講師と要相談）
- ・その他、講座開催に関する必要な準備

#### 【当日実施】

- ・機材設置、資料配布等
- ・運営、司会進行
- ・講師対応
- ・受講者へのアンケートの実施
- ・講座の開催結果の報告
- ・その他、実施にかかる必要な業務

#### 【受講者管理】

- ・受講者募集に関する申し込み受付、問い合わせ対応
- ・オンライン開催に伴う、受講者への受講方法の説明や受講サポート
- ・当日の受講受付、受講者の出欠・受講状況の確認
- ・その他、受講者との連絡調整

#### 【託児】

- ・講座開催時には、受講生用の託児サービスを設け、無料で託児サービスを提供すること。※託児者及び託児部屋の確保は受託者が行うこと。これに係る費用を委託料に含むこと。
- ・受講生募集の際に、事前に相談者に託児が必要かどうかを確認すること。
- ・託児者については、保育資格等を持つ者が望ましい。

## 5 実施回数

### (1) 女性デジタル人材育成講座

全10回（マッチングイベント含む）、全10回とは別に事前説明会も実施すること。

### (2) ステップアップ講座 全1回

### (3) ボトムアップ講座 全2回

※(1)～(3)いずれも、1回あたり進行等を含めて120分～150分程度とする。

## 6 業務実施にかかる留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や市との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- (3) 受講者の駐車費用（市営中央駐車場、市営本町駐車場に限る）は四日市市が負担する。ただし、受託者及び託児者の駐車費用は受託者負担とする。

## 7 履行報告

下記の内容を含めた実績報告書（紙媒体 1 部及び電子媒体）を令和 8 年 3 月 3 1 日までに提出すること。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 受講者数
- (3) 講師、講座内容
- (4) 講座開催時の写真
- (5) 受講者のアンケート結果
- (6) その他必要と思われる資料として指示するもの

## 8 対象者

- (1) 女性デジタル人材育成講座  
市内在住または在勤する女性 20 名程度
- (2) ステップアップ講座  
令和 5、6 年度に女性デジタル人材育成講座を受講した女性 20～30 名程度
- (3) ボトムアップ講座  
市内在住または在勤する女性 20～40 名程度

9 実施時期 令和 7 年 8 月～令和 8 年 2 月頃

10 参加料 無料とすること

## 11 委託料の支払い

- (1) 委託料は前金払 1 回および完了払とする。前金払については、契約締結後、請求書に基づき、委託料の 30%以内を支払う。
- (2) 受託者は、業務完了後、事業実施報告書を添えて、本業務に係る委託料を請求するものとする。
- (3) 委託者は、(2) の規定による請求があったときは、履行確認の後、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

## 12 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### 13 暴力団等不当介入に関する事項

#### (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(ウ) (ア) (イ) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### 14 障害者差別解消に関する事項

#### (1) 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア) に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### (2) 対応指針に沿った対応

上記 (1) に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない

### 15 その他

(1) 仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。

(2) プロポーザルにおける提案書の内容を本契約に含むこと。